



産業廃棄物最終処分場建設に反対  
する連絡会ニュース NO.17 2001.5.9  
連絡先：茨城県民主医療機関連合  
会（029-228-0600）

このたび、産廃処分場建設予定地に隣接する共有地の地主として、大枝喜代さんたち6人の地主が、産廃処分場に隣接する共有地へ、赤塚設備工業に土を埋めさせないという裁判を、水戸地裁に提訴しました。（3月19日）

この裁判は、大枝さんたちが民法第251条にもとづいて提起したものです。同条にもとづく裁判では、すでに大審院民事部や最高裁の判例があり、勝利が確信されます。

しかも、裁判は比較的短期に決着がつくものと予想されます。

この裁判で勝利いたしますと、事実上赤塚設備工業の処分場建設は不可能になり、すでに私たちが提起している裁判の勝利にも、つながるものと考えられます。

つきましては、是非この裁判勝利のために、皆様のご支援をお願い申し上げる次第です。私たちも従来の裁判の勝利のため一段の努力をして参る所存です。

何としても産廃処分場の建設を阻止して、水戸市民の水源と田野川の灌漑水の安全をまもるため、皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

産業廃棄物最終処分場に反対する連絡会

新し  
い  
裁  
判  
に  
あ  
た  
つ  
て

「共有林裁判」スタート  
第1回公判に参加しよう！  
5/22 10:00～水戸地裁

# 4/10 共有林地権者を励まし、新しい裁判の報告集会が開かれました（水戸市民会館）



水戸市全隈町の産廃処分場建設設計画に伴う埋め立て禁止の訴えを起こすため水戸地裁に入る住民ら=19日午後4時ごろ、水戸市大町1丁目

## 13:30～ 裁判報告（水戸地裁）

### 人格権裁判（従来の裁判）

被告サイド（赤塚設備）の反論を6/8までに提出すること。

次回 6/19 13:30～

### 新しい裁判（共有林裁判）

共有林と産廃予定地の仕切板の設置場所の図面を5/10までに提出すること。（原告）  
安江弁護士より新件の方を速やかに進め

てほしいと要望する。裁判長が要望を認め、進行協議でなく通常法廷にて「共有林裁判」をすることが決まる。

2つの裁判は内容が違うので併合はしないで裁判をしてほしいと要望。

5/22 10:00 第1回公判決まる  
赤塚設備側の弁護士はまだ決まっていない。  
(いばらきコープ 西川まき子)

## 2:30～4:00 現地見学報告

4/10 現地観察会に初めて参加しました。うぐいすの声もさわやかなその山には、現地の4人の方が待っていてくださいり、つくしん坊と青蛙くんも出迎えてくれました。建設予定地までの、腐葉土そのものの山の道には、藤色のすみれ草、黄色のきんぽうげ、赤いぼけの花、そしてあの春蘭もひつそりと咲いていました。共有地でお話を聞きながらふと見上げるとみんなの頭上に黄緑色の木藤の花が咲いていました。

那珂川に注ぐ田野川の源流は電気伝導度が、真水が0とするとこの水源は80しかなく、最も汚染されている霞ヶ浦は500だそうです。

最後にトウキョウサンショウウオの卵も見ることができて、みんな歓声をあげました。それとともにこんな素晴らしい自然の山をこのまま残しておかなければ・・・。と思いを新たにしました。又参加したいと思います。

(新日本婦人の会 山崎彰子)

## 6:00～ 共有林地権者を励まし、新しい裁判の報告集会

市民会館で共有林裁判の報告集会 75  
人参加。産廃反対運動で闘っているいわき市や原ノ町、笠間市、御前山村、烏山より約13人が参加。「前の人格権裁判で勝った

ことが、その後の鹿児島や長野の裁判に影響を与えていた。今度も勝って、わが国のゴミ行政に一発かましたい。皆さんも、最後まで頑張りましょう」と坂本弁護士。(大川レイ子)

# 「水源守れ」奥の手

<H13.5.1#7>

## 産廃阻む条例制定相次ぐ

水道の水源を守るために市町村の条例が、産業廃棄物の処理施設を阻む「最後の立場」になつた。都道県が許可する廃棄施設を受け入れざるを得なかつた市町村が、条例の網をかげておけば、それだけで廃棄を拒めるからだ。

(水印本班) 金子桂一 柳洛庄幸 伊藤景子

## 初の最高裁判断に期待

〔判決、まだかねえ〕  
三重県紀伊長島町に始める考え方。  
産廃設施を規制する町で放棄され、雑草が生えたばかりの堤防へ。  
水道水源保護条例が妥当かどうか。産廃業者が訴えた裁判は9年の係者の中でも「冰壁条例」もござらぬ。  
津市城、昨年2月の名古屋で訴えられて処理された。計画が浮上したのは88年。  
最高裁で町側が勝った。5000平方㍍の埋め立て地で、一日45㌧の古物を用いて野菜を温室栽培する。地元業者の「深千萬

**栃木県那須町の山林に埋められた産業廃棄物。水源案例のない同町には、産廃処分場が80カ所余りある=本社機から**

分野を握り下す武器として考へられたのが条例で、この「水濱条例」は初めに「きれいな水を住民に保つ」と題する権利を賦すとしたが、訴訟になつた結果、合憲の生存権などとともに、最高裁まで争うことと想定したからだ。

かで実施を在して行かれるがめを達場をつゝの決議が制定されうといふが、奈良県、岐阜県の建設場の場

政主導で住民投票の  
不<sup>服</sup>奈良市は、  
を抱いたままのままである。  
許可の取り扱いも、  
は出した確実な  
天理市は、

# 審査天理民投票の判決

# 市 宣申

・し  
ば・許可  
・県廢棄  
不服務  
請求を環  
た。計画  
水源とす  
流だ。  
水源を理

立て思つた」の  
由けりた難  
齊藤は初め  
当惑しつゝ  
市原文雄

原告約400人のために  
一平均約330人／のみ  
上げている。業者の計画  
に冷却用として195tの  
地下水を使うので、「水  
は水源が枯渇する」とし  
て建設反対した。

条例は町の面積の8割  
を水源保護地域に指定  
して廃施設などの立地  
規制する。1年以下の  
建設は規則も設け、建  
物処理法と目的と趣旨が  
争った。

しかし、高裁判決は水  
源条例を適法だと認定し  
た。「安全な水道水を確  
保するための条例は廃棄  
物処理法と目的と趣旨が  
合致する」。

町議の山中剛司さんは  
「廃棄物処理法は水源保  
護という立場の視点がば  
り」「問題がある」と指  
摘する。

# 水源脅かす産廃

*<H13.4.15 PHC>*

# ダム上流に 浄水器設置

# 発見遅れる 不法投棄

## 富士山のすそ野に腐食性廃酸

毒マスクをした作業員が  
約八ヵ月かけた。  
朝霧露は同県草薙  
市の東部。面積に約4  
千下り、約500人の  
酉水が水源を使つて、  
いるが水がある。ほか  
の地一大陸が殺された静  
岡県は不透水層がみ  
出でていた。排水を防  
ぐため不法投棄  
する市民パトロール  
本部でガスが出  
場もある。何が  
れたのか、水への  
心配だ」と云ふ。

次回は「水・川で」を掲載します

は大量のじみが押寄せている。長崎市民の4割近くある17万人の水道水源には、つていう神浦ダム。その約4\*上流で巨大な「浄水器」が動き出した。市北西部の三方山（標高411m）山腹に16本のパイプを駆使し、地下水をもとに運ぶ活性炭での過濾をする。24時間稼働で一日約100t。近づく泥と一緒に流れ、最終的に神浦ダムに入る。

基準値の2倍の水銀検出も

## 規制法前に 「汚染」終了

素掘りの穴に下水汚泥を廃棄  
なぜ水銀や鉛が処分場から出るのか。  
入れ、素掘りの穴に埋めていた。  
この下水汚泥が原因で市はまる。下水に工場排水を分けたが、下水汚泥を廃棄する工場はまだある。そこで、工場排水を処分場に運び、そこで汚泥を処理する方法が考案された。これが「素掘りの穴に下水汚泥を廃棄」というものだ。

に立つた。行政の対応が遅れ、手につかない人で困る事態になってしまった。この規制では下水汚泥は管理型での廃棄とし、埋め立て地にシートを敷くなど漏水防止策が全国には都道府県許可の約3000ヵ所以外で、これが実現するかが心配だ。

# トウキョウサンショウウオの卵 発見か！ (絶滅危急種に指定されている)

4/10 現地視察中に、バナナ状の卵のうを発見。絶滅危急種に指定されているトウキヨウサンショウウオの卵に間違いないと渡辺重行氏（那珂川の自然を守る会）は興奮気味に話された。全隈町はこの近辺の源氏螢の有数の発生地でもあり、今度またトウキヨウサンショウウオの生存地として確認されれば、当然保護が求められます。

## トキヨウサソウウオ生息地

県中央部から県北部にかけての低山地から丘陵部にかけてわき水の流れである森林地域や谷地田の上流地域に生息する。成体には、林床部が湿つた森や林が必要である。産卵には、きれいな水のある池や用水堀等が必要で、幼生には、水が涸れない水域が必要である。

生存の危機

雑木林の減少及び雑廃水の流入、用水堀等のコンクリート化や水田の乾田等の影響により、産卵に適した環境が失われつつあり、産卵数の減少が著しい。